

求人者・求職者の皆様へ

株式会社 MMC

許可番号 22-ユ-3000506

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、取扱地域は国内全域です。

手数料に関する事項

職業紹介が成約した場合、求人者に当該求職者の年間賃金の 50%以内の紹介手数料を申し受けます。
求職者が負担する手数料は求職受付手数料徴収可能職種のみ、その他の職種の場合は一切ありません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1000 円(手数料負担者は求人者とします。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬（手数料負担者は求人者とします。） ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の最大 5 0 % ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 5 0 %とする
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬（手数料負担者は求人者とします。） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の最大 5 0 %

求職受付手数料

芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申し込みを受理した場合は当分の間 1 件につき 639 円(税別)を限度として、求職者から受付手数料を徴収する。（法第 32 条の 3 第 2 項、則附則第 4 項）ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1 箇月間に 3 件を超える場合にあっては、1 箇月につき 3 件分に相当する額を限度とする。

苦情処理に関する事項

求職者又は求人者からの苦情は、誠意を持って対応いたします。

苦情申出先：職業紹介責任者 三橋 ひかり 連絡先：055-939-9005

求人者の情報及び求職者の個人情報の取り扱いに関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の三橋 ひかりです。
- ・職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- ・求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 三橋 ひかりとする。

返戻金制度に関する事項

採用決定者が入社後、自己都合による退職または就業規則に基づき解雇に至った場合は、下記の通り紹介手数料を返還するものとする。

入社後 1 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 80%

入社後 3 ヶ月以内に退職：紹介手数料の 50%

（但し、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。）